社会福祉法人　太陽
ケアハウスインいわきり

（介護予防）特定施設入居者生活介護　運営規定

（目　的）

第１条　この規定は、社会福祉法人　太陽（以下「法人」という。）が軽費老人ホーム　ケアハウスインいわきりで行う指定特定施設入居者生活介護事業所及び、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、サービス利用者（以下「利用者」という。）のための事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所において提供される施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

２　看護職員又は協力医療機関等との連携により、24 時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保する。

３　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に利用者とその家族等への説明を行い、同意を得る。

４　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努める。

５　事業所内は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視するとともに関係自治体及び他の介護保険施設等の保健福祉及び医療機関、関係団体との密接な連携を図るよう努める。

（職員、職務内容及び人員数）

第３条　（介護予防）特定施設入居者生活介護に従事する職員の職務内容は、次の通りとする。

職　種	人数	勤務形態	主な職務内容
管理者（施設長）	１名	常勤専従１名	事業所を監督し、事業内容を一元的に統括する
生活相談員	１名	常勤専従１名	施設生活上の相談及び社会生活に必要な支援を行う
計画作成担当者	１名	常勤兼務１名	特定施設サービス計画の作成及び各種調整を行う
看護職員	２名	常勤専従１名 非常勤兼務１名	利用者の健康管理及び保健衛生を行う
機能訓練指導員	１名	非常勤兼務１名	機能訓練の内容の作成及び実施
介護職員	11 名	常勤専従４名 常勤兼務２名 非常勤専従５名	介護等日常生活の世話を行う
＜その他の職員（いずれも軽費老人ホームに配置）＞ 介護職員１名、栄養士・事務員１名			

令和８年６月１日現在

２　　看護職員又は介護職員は、要介護者等のサービス利用に支障がない場合は、他の軽費老人ホーム　ケアハウスインいわきりの入所者に対する対応等を行うこととする。

（利用定員）

第４条　当施設の定員は４２名とする。

（居室数等）

第５条　居室の数は個人用３８室、夫婦用２室とする。

２　　利用者が心身機能の低下により、重度化した場合でも居室の移動なく介護サービス等を受けられるものとする。

（(介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの概要）

第６条　利用者の介護にあたっては、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう特定施設サービス計画書に基づいて、次の介護保険サービスを提供するものとする。

1. 日常生活の介護サービス・生活援助

①移動、排泄等の身体介助

②居室の清掃、洗濯等の家事支援

③その他必要な生活援助

2. 健康管理

①健康状態、身体状況の観察、把握

②服薬の管理、服薬介助

③インスリン注射等、特殊、特別な装備を必要としない医療行為（主治医等からの指示により、看護職員が行う）

④その他必要な健康管理の援助

3. 食事介助

①食事の準備、配膳、下膳

②必要な場合、居室への配膳、下膳

③その他必要な食事の介助

4. 入浴介助

入浴は利用者の心身の状況により、共同浴室利用の場合は週４回、居室浴室利用の場合は週3 回を基準とし、同性介助を原則とする。提供時間等は特定施設サービス計画書に記載した通りとする。

①衣類着脱

②身体の清拭・洗髪・洗身

③その他必要な介助

5.機能訓練

利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びにご利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

①日常生活活動に関する動作

②レクリェーション

③趣味活動

6.通院送迎

心身の状況及びその他の条件等により通院を必要とする利用者については、事業所から最寄りの医療機関等への送迎を行う。

7.福祉用具の貸与

利用者が施設で生活をする上で必要とする福祉用具について、施設が用意するものを利用する場合は、無償で貸与する。

（(介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの利用料等）

第７条　事業所における介護保険の適応サービスは、下記の通りとする。また、介護保険サービスの利用料は介護保険法等関係法令により、別表（別表２）に定める通りとする。

事業所における介護保険の適応サービス	（介護予防）特定施設入居者生活介護 協力医療連携加算（Ⅰ） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 科学的介護推進体制加算 ADL 維持等加算 退院・退所時連携加算 退去時情報提供加算 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰロ）

（その他運営に関する重要事項）

第８条　ここに掲げた以外の事項については、軽費老人ホーム　ケアハウスインいわきり運営規定に準ずる。

（改正の手続き）

第９条　この規程を改正、廃止するときは理事会の承認を得るものとする。ただし、「人員基準を満たした上での人員変更のみ」の場合を除く。

附　則　この規定は平成１６年４月１日から施行する。
附　則　この規定は平成１８年４月１日から一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は平成２５年１２月１日から一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は平成２６年４月１日から一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は平成２７年４月１日から一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は平成２８年４月１日から一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は平成２９年４月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は平成３０年４月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和２年７月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和３年４月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和３年６月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和４年４月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和４年１０月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和６年４月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和６年６月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和８年４月１日より一部改正の上、施行する。
附　則　この規定は令和８年６月１日より一部改正の上、施行する。